

## 市長等の措置に係る通知書

(子ども青少年部)

2023年3月28日監査執行

No	指摘事項	措置の状況	改善又は 検討の目標 年 月 日
1	<p>委託料の執行 (保育課)</p> <p>①外部委託先として報告のない業者が業務を行っているものがある。</p> <p>(藤が岡複合施設サービス対価B(藤沢市藤が岡二丁目地区再整備事業))</p> <p>2021年3月3日に連絡書にて長期維持管理計画書の中で確認(企画政策課收受)した外部委託先一覧に記載のない業者がグリストラップ清掃業務を行っている。また、同一覧に記載のない業務(ねずみ・衛生害虫生息調査)について、外部の業者が業務を行っている。</p>	<p>再委託業務については、2023年3月8日に受託者から提出された連絡書において「業務作業員変更について」の通知を受領し外部委託先の確認を行い、連絡書副本の返還により承認を行った。</p> <p>今後については、次年度の維持管理年間業務計画書の提出時に、維持管理業務の業務作業員一覧および外部委託先一覧を受託者から提出させ、再委託の有無を確認する。</p>	2023年 4月1日
	<p>②契約書の受託者の名称に誤りがあるものがある。</p> <p>(令和4年度藤沢市病児保育事業(病児対応型)業務)</p> <p>契約書に誤った受託者の名称が記載され、契約締結している。</p>	<p>令和4年度契約書の受託者の名称を正し、また令和5年度契約書については正しい受託者名称で契約書を作成し、契約締結した。</p>	2023年 4月1日

市長等の措置に係る通知書

(子ども青少年部)

2023年3月28日監査執行

No	指摘事項	措置の状況	改善又は 検討の目標 年 月 日
1	<p>委託料の執行 (青少年課)</p> <p>①青少年会館の使用料の免除申請に対する適否の決定等を指定管理者が行っている。</p> <p>(藤沢市青少年会館指定管理業務)</p> <p>市長が決定することとなっている青少年会館使用料の減免決定について、基本協定書の中で指定管理者が行う業務としており指定管理者が行っている。</p>	<p>2023年4月1日に締結した藤沢市青少年会館の管理運営に関する基本協定書において、指定管理者が行う業務の範囲から、施設の使用料の減免についての記載を削除した。</p>	<p>2023年 4月1日</p>